

NPO等による復興支援事業費補助金事業実施要領

1 趣旨

東日本大震災津波の復興支援及び被災者支援（以下「復興・被災者支援」という。）及び県内各地の様々な地域課題を解決するための取組（以下「地域活動」という。）において、行政では手の行き届きにくいきめ細かな復興・被災者支援及び地域活動の継続的な実施を図るために実施するNPO等による復興支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の実施については、NPO等による復興支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

2 補助事業者の要件

補助事業者は、要綱第2に定めることのほか、以下に掲げる各号のすべてを満たすことが必要である。ただし、補助事業者が協議体の場合は、協議体の構成員となるすべてのNPO等（特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合等の民間非営利組織をいう。以下同じ。）が第1号から第3号までを、協議体又は事業の主担当となるNPO等が第4号及び第5号を、並びに協議体が第6号及び第7号を満たすものとする。

- (1) 定款、規約又はそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算書及び決算書が整備されていること又は本事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。
- (2) NPO法人等のうち法人については、実施しようとする事業内容が定款に適合していること。
- (3) NPO法人等のうち特定非営利活動法人については、各事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- (4) 情報開示がなされていること又は本事業の取組期間中に情報開示がなされる予定であること。
- (5) 活動実績を有し、今後も継続的に活動を行う予定であること。
- (6) 事業の遂行に必要な組織・人員を有すること（例：会計責任者の配置など）。
- (7) NPO等が単独で補助事業を実施する場合は、都道府県又は市区町村（以下「地方自治体」という。）からの同意が得られていること。協議体が補助事業を実施する場合は、協議体の構成員に地方自治体が含まれていること。

3 単独のNPO等が同意を得る地方自治体の要件

NPO等が単独で補助事業を実施する場合に必要な地方自治体からの同意については、以下の各号に従うこととする。

- (1) 同意を得る地方自治体は別表第1による市町村とするが、岩手県から他の都道府県への避難者に対する支援を行う場合や別表第1による市町村が多数である場合等は、岩手県の同意を得ることによっても条件を満たすものとする。
- (2) 地方自治体からの同意については、様式第1号による同意書を岩手県に提出することを要する。

4 協議体の構成員となる地方自治体の要件

協議体が補助事業を実施する場合の協議体の構成員となる地方自治体については、前項第1号の規定に準じる。ただし、補助金を受けて実施する事業以外にも活動実績がある協議体であって、地方自治体が構成員であるものについては、この限りではない。

5 補助対象期間

補助金の交付決定日から補助金の交付決定日を含む年度の3月19日までとする。補助事業者は、この期間の末日までに要綱第4で定める岩手県補助金交付規則第13条第1項の規定による書類を知事に提出しなければならない。

6 補助事業の要件

補助事業の実施にあたっては、以下に掲げる各号のすべてに配慮しなければならない。

- (1) 協議体又は会議組織（NPO等及び事業に同意した地方自治体を含むこと。）には、多様な担い手を可能な限り含み、NPO等、地方自治体、企業などが幅広く参画すること。
- (2) 事業成果が一時的なものとならないように、補助事業終了後も協議体又は会議組織を活用して取組を継続させること。

7 補助金の交付を申請できる事業の採択

- 1 別に定める募集要項に従って応募があった事業のうち、岩手県NPO等復興支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、募集要項で定める審査区分ごとに審査し、選定されたものについて、当該審査区分ごとの審査結果を踏まえ、予算の範囲内で採択を行う。
- 2 前項の審査区分ごとの採択枠は、募集要項で定めるものとし、応募状況、審査結果、申請額その他の事情に応じて、審査区分間で調整することができる。
- 3 補助事業者は、採択を受けた事業についてのみ、補助金の交付を申請することができる。

8 交付決定前着手

補助事業は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない理由により補助金交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合は、補助事業者は、知事に対し、NPO等による復興支援事業費補助金交付決定前着手届（様式第3号）を提出するものとする。

9 補助対象経費の基準額

要綱第3第1項の補助対象経費のうち一部の項目について、経費として認める額の上限を以下に掲げる各号のとおり定める。上限額を上回る支出は、経費として認めない。

- (1) 人件費のうち本俸分について、一人に対する一月あたりの上限額を17万円とし、複数人に対する合計の一月あたりの上限額を34万円とする。

(2) 諸謝金について、一人に対する一日あたりの上限額を9,900円とする。

10 提供役務・物資の金銭換算

要綱第3第1項に規定する無償の役務や物資等の金銭換算の基準については別表第2のとおりとし、その計画及び実績について様式第2号により岩手県に報告することを要する。

換算した額は、収支予算書又は収支精算書において、役務については収入のうち自己負担と支出のうち諸謝金とに、物資については収入のうち自己負担と支出のうち消耗品費又は使用料及び会場借料とに、それぞれ充てることとする。

別表第1 (第3項関係)

区分	地方自治体
1 要綱別表第1右欄(1)ア及びイ並びに(2)から(4)までの事業を行う場合(岩手県から他の都道府県への避難者に対する支援を行う場合を除く。)	岩手県内の市町村であって、事業の実施場所となるもののうち主なもの
2 要綱別表第1右欄(1)ウの事業を行う場合	岩手県内の市町村であって、事業の目的となるもののうち主なもの
3 要綱別表第1右欄(1)エの事業を行う場合	支援の主な対象となるNPO等の事業が本表第1項に該当するときは第1項で、本表第2項に該当するときは第2項で定めるもの

別表第2 (第10項関係)

区分	換算可能な範囲	換算の基準	確認の方法
1 役務	補助事業者(補助事業者が協議体の場合は、協議体の構成員を含む。)の役員等以外の者(ボランティア等)が、補助事業において無償で提供する役務	ボランティア等が活動する地域における地域別最低賃金	○ 提供される役務の内訳が分かる資料(作業従事記録、作業日報等)
2 物資	補助事業者(補助事業者が協議体の場合は、協議体の構成員を含む。)以外の者が、専ら補助事業において使用するために提供し、又は使用させる物資	同等又は類似の物資の販売価格、賃借料等	○ 提供される物資の内容が分かる資料 ○ 同等又は類似の物資の販売価格が分かる資料